

さあ行くぞ 明日につながる この一票

4月12日(日)は千葉県議会 議員選挙の投票日



みなさんの政治に対する考えを、県政に反映させる大切な選挙です。棄権せず、自分の判断で投票しましょう。

【投票】
 日時／4月12日(日) 午前7時～午後8時
 場所／指定された市内の各投票所

【開票】
 日時／4月12日(日) 午後9時10分
 場所／旭市総合体育館

投票できる人は

次のいずれかの要件を満たしている人です。

- ①平成7年4月13日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる。
- ②平成7年4月13日以前に生まれ日本国籍を有し、今年の1月2日までに旭市に転入の届

け出をして、引き続き3か月以上住んでいる。

※平成26年12月4日以降に県内のほかの市町村に転出し(1回に限る)、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、旭市で投票できる場合がありますので、問い合わせてください。

投票所の入場券は

投票所の入場券は、はがきで届けます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離して投票所に持参してください(入場券に書かれた投票所以外では投票できません)。

なお入場券の裏面は、期日前投票の際に記載する「宣誓書」となります(投票日当日に投票する場合は、記載の必要はありません)。紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿

に登録されている人」であれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

投票日に投票できない人は期日前投票を

冠婚葬祭、仕事やレジャーなどの理由で、投票日当日に投票ができない人は、期日前投票ができます。

期間／4月4日(土)～11日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

場所／市役所本庁、各支所

※各支所は6日(月)から。

郵便による不在者投票など

身体に重度の障害がある(身体障害者手帳または戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害がある)、あるいは介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便による不在者投票ができる場合があります。また遠隔地に滞在していて投票できないとき、滞在先の選挙管理委員会で投票を行う不在者投票などもあります。これらの制度を利用したい人は、問い合わせてください。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課 庶務行政班内)

☎ 62・5310

共に地域を盛り上げよう!

「(仮称)旭市観光物産協会」の会員を募集

からもダウンロードできます。

会員特典

- 協会のパンフレットやホームページ(稼働後)で店舗や施設、商品を紹介。
- 観光客などからの各種問い合わせに対する会員紹介。
- 協会のパンフレット、ポスターなどの優先配布。
- 観光物産関係イベント、キャンペーンなどへの参加。
- テレビや雑誌など各種媒体の取材への紹介。
- 視察研修会などへの参加。
- 協会の事業に関わる業務の発注について優先的に選定。

申し込み・問い合わせ先

〒289・2504 旭市ニの5127

「(仮称)旭市観光物産協会」設立準備委員会事務局(商工観光課観光班内)

☎ 62・5338
FAX 64・2026

✉ kanko@city.asahi.lg.jp

5月から市の観光振興、特産品や土産物などの物産振興を図るため、新たに観光物産協会がスタートします。

観光物産事業の中核組織として、観光客と地域をつなぎ、地域の活性化を図っていきます。

会員区分と年会費(1口)

〔正会員〕

対象／市内に居住または事業所がある個人や団体

年会費／●個人…1,000円
●団体…5,000円以上

※個人は2口から。

〔賛助会員〕

対象／賛助する個人や団体

年会費／10,000円以上

申込期限

4月30日(木)

※随時申し込みできます。

申し込み方法

旭市商工会本所、商工観光課にある申込書に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出してください。

※申込書は、市ホームページか